

各 位

糸満市長 上原 昭
(公印省略)

糸満市における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う要介護・要支援認定
の更新手続きについて (お願い)

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、みだしの件について、感染防止の観点から通常対面で行われる更新の申請受付につ
いては、郵送による手続きが可能となりましたのでお知らせします。

窓口による申請受付も可能ですが、感染拡大を防ぐため郵送による手続きを行っていただ
くようご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。必要書類等については、下記のとおり
です。新規申請の手続きについては、従来通り窓口での対応となります。

なお、窓口において手続きを行う場合は、感染拡大を防ぐための措置を講じたうえでお越
しくださるようご協力をお願いいたします。

また、更新申請における当該被保険者の要介護・要支援認定の有効期間については、従来
の期間(要介護度はそのまま)に一律 12 か月を合算することになりましたので、あわせてお知
らします。被保険者の状態や環境等の変化により、介護の手間が軽減又は増加した場合で認定調
査が必要な場合は、別途調整をさせていただきますので、下記までご連絡ください。

何かご不明な点があれば、糸満市ホームページをご覧くださいか、下記までお問い合わせく
ださい。

記

1. 更新申請に必要な書類

- ① 介護保険 (要介護更新認定・要支援更新認定) 申請書
※糸満市が送付した更新申請書で申請する場合、②の委任状は不要です。
- ② 代理人が申請する場合は委任状。ただし、本人の被保険者証の写しを添付できる場合、
委任状は不要です
- ③ 代理人の身分証 (運転免許証・居宅介護支援専門員証等) の写し

2. 申請日の取り扱いについて

通常、窓口で申請書を受理した日を申請日として取り扱いますが、郵送で行う場合、原則、
消印日を申請日として取り扱います。

3. 取り扱いの終了について

当該取り扱いの変更、終了等については、社会的状況をみながら検討します。臨時的な取
り扱いであることをご理解ください。